

大和税務署からのお知らせ

確定申告期間など

令和2年分の確定申告・納付期限は、所得税および復興特別所得税、贈与税は3月15日(月)、消費税および地方消費税(個人事業者)は3月31日(水)です。

※申告義務のない方が行う所得税および復興特別所得税の還付申告(年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除により還付を受ける方などが該当)は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます(令和2年分は、令和7年12月31日(水)まで)。

確定申告書作成会場

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告書作成会場を次の通り開設します。

○とき 2月1日(月)～3月15日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日・28日いずれも日曜日は開場)

【受付】午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)

【相談】午前9時～午後5時

○ところ 大和税務署

※混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEアプリに国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することで、日時指定の入場整理券を入手することができます。

※入場整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることがあります。

※来場の際は、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。※駐車場の駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関で来場ください。

※確定申告書作成会場では、相続税の相談は行っていません。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンから、確定申告書などの作成、e-Taxによる提出ができます。

【提出手順】

1. パソコンまたはスマートフォンから国税庁ホームページ(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)へアクセス(右記の2次元バーコードからアクセス可)
2. 申告書などの作成



「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書を作成できます。また、自動計算されるので計算誤りはありません。

3. e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを使って送信する「マイナンバーカード方式」と、IDとパスワードで送信する「ID・パスワード方式」があります。「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告する方本人が顔写真付きの本人確認書類を持参し、お近くの税務署へお越しください。

※スマートフォンから利用する「確定申告書等作成コーナー」では、2力以上の給与所得がある方や年金収入や副業などの雑所得がある方など、ご利用できる方の範囲が広がりました。

○問い合わせ先 大和税務署 ☎046(262)9411

担当 市民税課 ☎046(252)8833 ☎046(255)3550

1月に納めていただくのは

▽国民健康保険税(第8期)▽介護保険料(第8期)▽後期高齢者医療保険料(第7期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 ☎046(255)3550へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003 ☎046(252)7043へ)。

あなたの見守りが 高齢者の消費者被害を防ぎます

高齢者の消費者被害が後を絶ちません。帰省・訪問した際の生活の様子や、世間話の中に消費者被害を未然に防ぐヒントがあります。次のような変化に気付いたときは声を掛け、トラブルが疑われる場合は市消費生活センターへご相談ください。緊急の際は警察に連絡してください。

見慣れない段ボールやたくさんの新しい商品がある

通信販売や訪問販売、電話勧誘などで、不要不急のものを購入してしまったのかもしれませんが。注文していない商品を一方的に送りつけられた恐れもあります。

不審な郵便物やカタログ、請求書、領収書がある

高額な商品や不要と思われる商品の購入、投資を勧める案内は被害の前兆かもしれません。ローンで購入する契約を強要されている恐れもあります。

見慣れない人物・業者が出入りしている

不要不急な修理・修繕工事を迫ったり、貴金属などを安値で買い叩いたりする業者の恐れも。優しい言葉で安心させ、自宅に上がってから急変することもあります。

外出する機会が増え、その様子がおかしい

いそいそと楽しそうに出かけていても、催眠商法、展示会商法など、店舗以外の場所で高額な商品や不要と思われる商品を買わされている恐れもあります。

ご利用ください消費生活センター

市消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

困ったときや、不明なことは市消費生活センターにご相談ください。

○受付時間 月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時(年末年始、祝・休日を除く)

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

○相談方法 感染症対策のため、まずは電話で同センターへ

○専用電話 ☎046(252)8490(受付時間外は☎188へ)

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495 ☎046(252)0220

1月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士	12日夜 13日 19日夜 20日 26日夜 27日	予約制(電話可) 市役所1階相談室 ※4日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政(国に対する要望)	21日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分(20日まで受け付け)
行政書士(遺言書等作成)	14日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故(登記・少額訴訟)	19日 15日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時 4・6・12月を除く月の第3金曜日午後1時30分～4時30分(電話のみ)
不動産(取引・契約)	28日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション(近隣・管理組合)	8日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(7日まで受け付け)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 ☎046(252)0220
女性相談(DVなど)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220
駐留軍離職者	21日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時(電話のみ)	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ☎046(252)8238
社会福祉士(成年後見制度)	21日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分(予約制(電話可)。18日まで受け付け) 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 ☎046(255)3550
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活援護課 担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 ☎046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時30分(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 ☎046(259)2163
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 ☎046(252)4311
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ☎046(252)4311